

- ▶ 頻発化・激甚化する水害に対して、住民の命とくらしを守るため、ハード・ソフトの両面から治水施策を更に推進することができるよう、支援の拡大を図りたい。

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 治水事業の推進

- 5か年加速化対策のための治水予算の確保
- 湖沼等に流出した流木等の処理に対する財政支援制度の創設

(2) 流域治水関連法案の本県の取組への適用

- 流域一体で浸水被害対策を講ずるための特定都市河川法の本県の取組への適用

(3) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 治水対策（大戸川ダム、瀬田川（鹿跳溪谷）改修）の推進と流域全体での治水安全度向上
- 天ヶ瀬ダム再開発事業完了に伴う操作規則の見直し検討

(4) ダム水源地域の活性化の推進

- 丹生ダム中止に伴う水源地域振興に向けた地域整備に対する支援
- 大戸川ダムにおける付替道路の早期着手による水源地域振興の推進

2. 提案・要望の理由

(1) 治水事業の推進

- 気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化する中、国土強靱化地域計画に基づく対策を計画的に進め、地域の景気・経済を下支えするため、5か年加速化対策については、当初予算において安定的に確保することが必要。また、河川管理施設の長寿命化対策に係る公共施設等適正管理推進事業債の延長と交付税措置率の拡大が必要。
- 洪水により湖沼等に大量に流出した流木等が、水門や堰等に漂着し、機能阻害を招くおそれがあるため、流木等の処理に対する財政支援制度が必要。

(2) 流域治水関連法案の本県の取組への適用

- 特定都市河川法における流域水害対策計画を活用した浸水被害対策により、「しがの流域治水」の取組を充実・強化するため、本県の取組への特定都市河川法の適用が必要。

(3) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 気候変動による災害リスクが増大する中、琵琶湖周辺の浸水被害等も発生していることから、治水対策（大戸川ダム、瀬田川（鹿跳溪谷）改修）の事業実施とそのため体制強化が必要。
- 天ヶ瀬ダム再開発事業完了に伴い放流能力が増強されることから、その機能を最大限発揮し、湖辺域の浸水被害を軽減するため、天ヶ瀬ダム・瀬田川洗堰の操作規則の見直しが必要。さらに浸水被害軽減のため、琵琶湖における事前放流の実施に向けた検討が必要。
- 社会経済的被害が甚大で、多額の改修費を要する河川は、直轄事業による推進が必要。

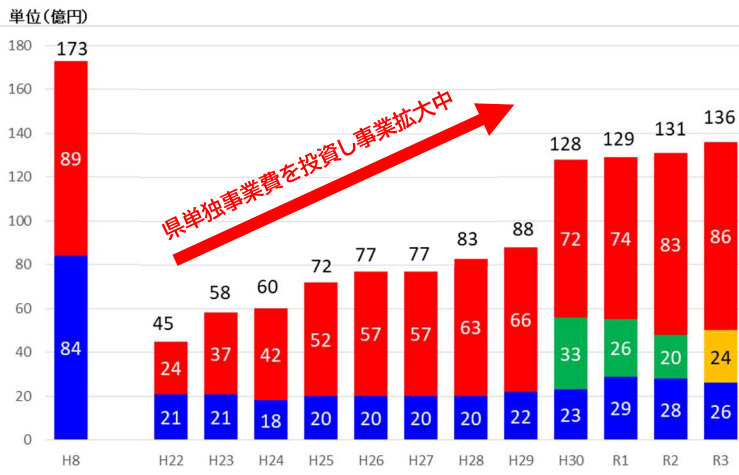
(4) ダム水源地域の活性化の推進

- 丹生ダム中止に伴う水源地域の振興については、地域整備実施計画に定める事業や施策に対する国の財政的支援が必要。
- 大戸川ダム水源地域の活性化を推進するためには、令和3年度完成予定の付替県道大津信楽線に引き続き、付替県道栗東信楽線の早期着手が必要。

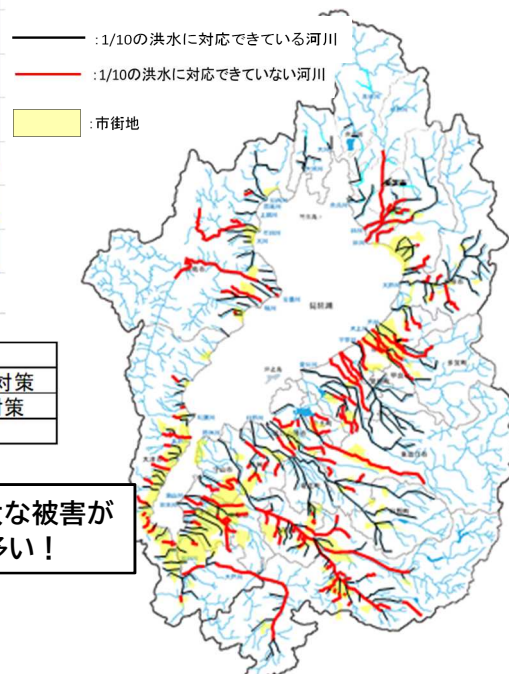
(本県の取組状況と課題)

(1) 治水事業の推進 (氾濫をできるだけ防ぐ)

- 5か年加速化対策のための治水予算の確保
 - ・ 住民の命とくらしを守るため、国の治水事業枠の十分な確保が必要
 - ・ 県においても単独事業費を投資し、治水事業を拡大中
 - ・ 5か年加速化対策は、計画的な事業実施のため、当初予算での配分が必要
 - ・ 引き続き長寿命化対策を実施するため、今年度で期限を迎える公共施設等適正管理推進事業債の延長と交付税措置の拡大が必要



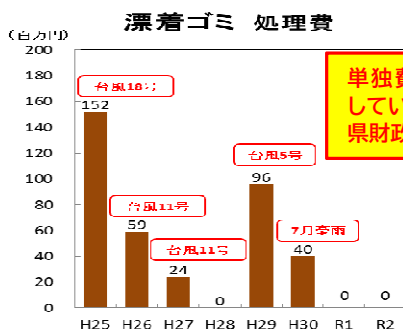
氾濫区域内に市街地があるものの
10年確率の降雨に対応できていない
河川(120河川)



単独費
国土強靱化加速化対策
国土強靱化緊急対策
補助費

破堤した場合、甚大な被害が発生する天井川が多い!

- 湖沼等に流出した流木・漂流物の処理に対する財政支援制度の創設
 - ・ 本県では、洪水により琵琶湖に大量に流出した流木や漂流物に対し、これまで単独費を投入し、流木等の処理を実施
 - ・ 海岸では「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」があり、河川・湖沼についても同様の事業創設が必要



担当：土木交通部流域政策局河川・港湾室
TEL 077-528-4157

(本県の取組状況と課題)

(2) 流域治水関連法案の本県への適用

〈本県の取組状況〉

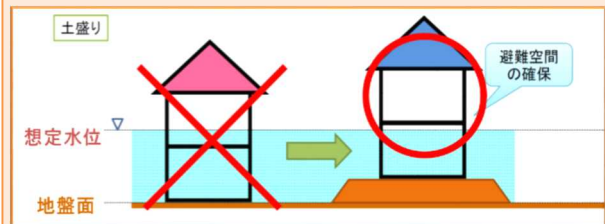
- ・本県では、河川整備等の「ながす」対策を基幹的対策とし、森林等の雨水貯留浸透機能の確保等の「ためる」対策、浸水リスクの高い区域での建築制限等の「とどめる」対策、確実な避難のための計画策定等の「そなえる」対策を重層的に組み合わせて施策展開
- ・特に、どのような洪水にあっても人命が失われることを避けるため、
 - 1 浸水リスクが高く人命にかかわる場所（超過洪水として200年に一度の降雨を対象に3m以上）は浸水警戒区域に指定し、安全な避難空間を確保できるよう建築を制限
 - 2 区域内における新たな建築を抑制する一方で、既存住宅における宅地嵩上げや避難場所整備について県が費用助成制度を創設

川で安全に「ながす」 基幹的対策



日野川の河川改修

被害を最小限に「とどめる」



安全な住まい方となるよう、浸水リスクが高い区域を浸水警戒区域に指定し、建築制限を行うとともに、宅地嵩上げ等について県が費用助成制度を創設

降った雨を「ためる」



環境に配慮した森林づくり

地域づくりで水害に「そなえる」



自治会での図上訓練

【特定都市河川法の本県への適用が考えられる事例】

- ・貯留機能保全区域制度の活用 ⇒ 盛土等の届出制度による霞堤の積極的な保全
- ・浸水被害防止区域制度の活用 ⇒ 開発・建築規制による浸水常襲地での宅地嵩上げ等の推進
- ・雨水貯留浸透施設整備の補助率嵩上げの適用 ⇒ 学校のグラウンド等での雨水貯留の推進

担当：土木交通部流域政策局流域治水政策室
TEL 077-528-4290

(本県の取組状況と課題)

(3) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 治水対策(大戸川ダム、瀬田川(鹿跳溪谷)改修)の推進と流域全体での治水安全度向上
 - ・ 淀川上流域は相対的に治水安全度が低く、気候変動による降雨量の増加により、さらに治水安全度が低下することから、大戸川ダムおよび瀬田川(鹿跳溪谷)の早期整備と事業実施のための体制強化が必要
- 天ヶ瀬ダム再開発事業完了に伴う操作規則の見直しの検討
 - ・ 天ヶ瀬ダムの放流能力を最大限活かし、瀬田川洗堰の全閉時間の短縮や制限放流量を増加するよう操作規則の見直しが必要
 - ・ 本県においては、湖辺域の浸水リスクの低減を図るため、事前放流の実施に向けた検討を進めているところであり、国や関係機関との連携・協力が必要
- 社会経済的被害が甚大となる河川での直轄による事業推進

平成30年 西日本豪雨
最高水位: BSL+77cm



琵琶湖沿岸部の家屋や田畑で浸水被害が発生!

平成30年 西日本豪雨
瀬田川(鹿跳溪谷)



鹿跳溪谷対策により、瀬田川洗堰からの放流量の増加が期待される

天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダムの整備に合わせて、瀬田川(鹿跳溪谷)の河川整備を行うことで、琵琶湖ピーク水位の低下や速やかな水位低下に対し、より効果が上がる。

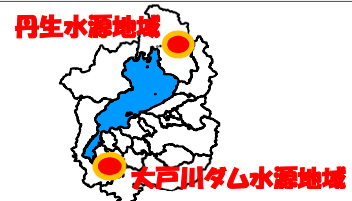
天ヶ瀬ダム再開発事業の完了
→天ヶ瀬ダム放流能力の増強
(840m³/s→1,140m³/s)
→瀬田川洗堰制限放流量の見直し
・ 予備放流時: 200m³/s
・ 後期放流時: 300m³/s
→天ヶ瀬ダム放流能力に応じた見直し検討を!



担当: 土木交通部流域政策局 広域河川政策室
TEL 077-528-4274

(4) ダム水源地域の活性化の推進

- 丹生ダム中止に伴う水源地域振興に向けた地域整備に対する支援
 - ・ ダム予定地や残存山林については、「自然保護地」として引き受けることとしているが、人工林の伐採等の措置が必要
 - ・ ダム中止に伴う地域整備実施計画に位置付ける「市道: 丹生小谷線」などの改築に必要な社会資本整備総合交付金の配分が必要
- 大戸川ダムにおける付替道路の早期着手による水源地域振興の推進
 - ・ R3完成予定の付替県道大津信楽線と県道栗東信楽線との接続が必要



担当: 土木交通部流域政策局水源地域対策室
TEL 077-528-4171